

8月からお子さんの医療費の助成対象を拡充します

問合せ
保健課保健医療係
☎23-2346

当別町では、子育て世帯の医療費負担を軽くするため、乳幼児等医療費の助成対象が変わります。

7月診療分までは

《入院にかかる医療費》

- ・0～2歳は全世帯初診料のみ。
- ・3歳～小学校就学前の住民税非課税世帯は初診料のみ、課税世帯は1割負担。
- ・小学生は全世帯が1割負担。

《通院にかかる医療費》

- ・0～2歳は全世帯初診料のみ。
- ・3歳～小学校就学前は、住民税非課税世帯が初診料のみ、課税世帯は1割負担。



8月診療分からは

《入院にかかる医療費》

- ・0歳～18歳の年度末まですべて無料！
- ※中学生以上は受給者証の申請が必要です。
入院する場合には忘れずに申請してください。

《通院にかかる医療費》

- ・0歳～小学校就学前は全世帯が初診料のみ！

※初診料とは、医科580円、歯科510円。

※課税世帯とは、児童手当の所得制限がかからない世帯に限る。

※0歳～中学校就学前までは受給者証を自動更新し送付しますので、申請は不要です。

※自費（文書料、差額ベット代、薬の容器代等）・入院時食事代・保険外は助成対象となりません。

後期高齢者医療制度のお知らせ ～平成28年度の保険料・保険証の更新～

問合せ
住民課国保・
後期高齢者医療係
☎23-2467

平成28年度保険料を7月に個別にお知らせします

《保険料の計算方法》

均等割 【1人当たりの額】 49,809円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成27年中の所得－33万円) × 10.51%	=	1年間の保険料 【限度額57万円】 (100円未満切り捨て)
-----------------------------	---	--	---	--------------------------------------

■1年間の保険料の上限額は、57万円です。

■年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※所得とは、前年の収入から必要経費（公的年金等控除額や給与所得控除額など）を引いたものです。

■保険料の軽減

均等割や所得割の軽減、被用者保険の被扶養者だった方の保険料が軽減される場合があります。

■保険料の支払方法

「年金からのお支払い」または「口座振替」を選ぶことができます。詳しくは、住民課へ問合せください。

保険証と減額認定証が新しくなります

現在ご使用の「後期高齢者医療被保険者証」「減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）」は、有効期限が平成28年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証等を郵送により交付します。

■新しい保険証は「**水色**」

減額認定証は「**きみどり色**」になります。

医療費通知を全受診者へ送付します

これまでは希望者にお送りしていましたが、平成28年9月送付分より全受診者（平成28年1月～6月に受診された方）にお送りします。

発行時期は従来同様、9月と翌年3月です。

■医療費通知の活用方法

- ・医療費の推移が一目でわかるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- ・インフルエンザ予防や健康診査など、皆さんの健康保持・増進に役立つ情報が記載されています。
- ・診療日数等に間違いがないか確認しましょう。